

答 申 第 5 3 号
平成19年10月31日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成18年11月24日付け青道第445号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

除排雪業務委託に係る業務委託設計書についての一部開示決定処分に対する異議申立て
についての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、平成13年度から平成18年度までに発注した除排雪業務委託に係る業務委託設計書の次に掲げる部分を開示することが妥当である。

総括表の「設計額」欄の金額

内訳書の「工事価格計」欄の金額、「消費税相当額」欄の算定式・金額及び「請負工事設計額」欄の金額

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成18年9月27日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「1．道路除排雪業務委託にかかる予定単価（設計単価）が分かる業務委託設計書。但し平成12年～平成18年度分（青森県土整備事務所、中南地域県民局地域整備部及び五所川原県土整備事務所が保有するもの。）」、「2．上記1．に関わって、県内各市町村宛の通知、通達等一切の発信文書並びに各市町村から入手した一切の文書。但し平成12年～平成18年度分。」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、青森県土整備事務所、中南地域県民局地域整備部及び五所川原県土整備事務所が保有する平成13年度から平成18年度までに発注した除排雪業務委託に係る業務委託設計書のうち、表紙、総括表及び内訳書（以下「本件行政文書1」という。）を特定した上で、本件行政文書1のうち、総括表及び内訳書の単価及び金額については条例第7条第7号に該当するとして、また、平成12年度に発注した除排雪業務委託に係る業務委託設計書（以下「本件行政文書2」という。）については保存年限経過により廃棄したため不存在であるとして、これらを不開示とする一部開示

決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年10月16日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年10月27日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書、反論書及び当審査会からの照会に対し提出のあった書面によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書1の一部開示決定について

ア 条例の趣旨及び解釈並びに判例

(ア) 条例第1条の「目的」、同第3条の「解釈及び運用」及び同第7条の「開示義務」の規定内容からすると、条例は、「原則開示」の精神にのっとりその全体が解釈運用されなければならないことを明らかにしている。したがって、不開示とすることができる情報は、極めて限定されるものである。

(イ) 実施機関が本件処分の論拠とした条例第7条は、一方では「原則開示」の立場を明確にしながら、「行政文書を開示しないことについて合理的な理由のある必要最小限の情報を可能な限り、限定的かつ明確に類型化し」ており、併せて実施機関が本件処分の論拠とした条例第7条第7号においては、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示情報に当たるとされ、本件処分についての根拠は、「口 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」に該当するものであると思料される（ただし、本件不開示

理由は、「契約に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」として)。

しかし、これら条例と解釈並びに運用基準においては、「原則開示」の立場からすれば「開示しないこと」を義務付けているものではない。

したがって、同条は、「原則開示」としている条例の趣旨からすれば、極めて例外的な不開示についての条件を列記していると解するのが妥当であり、実施機関の職権の濫用を牽制し、実施機関が不開示とすることができる内容について、極めて限定的なものと定めているものである。

そもそも不開示処分は、条例が認めた不開示処分の本来の目的を実現するためにのみ、認められるべきものであり、本来の目的以外の目的のためになされた不開示処分は、違法となる。

- (ウ) そうすると、県等の機関が行う事務に何らかの支障を及ぼすおそれがある情報を一律に不開示情報とせず、「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に限って不開示情報とすることができるように定めているのである。

このことに関する裁判例として、「したがって、本件条例は、行政機関に対し、その保有する情報の公開非公開を決定するについては広範な裁量権を与えたものではなく、当該事務・事業の性質上、当該情報を公開することによってその適正性をより確保することが期待できる場合にもかかわらず、当該情報が公開されないときには、その事務・事業の適正性に疑念が生ずることになるから、そのような場合には、当該情報を公開することによる利益と、公開することによる事務・事業の遂行に及ぼす支障とを比較衡量したうえで、『公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある』か否かを判断すべきものと解される。」(平成16年(行ウ)第10号 公文書非開示処分取消請求事件 名古屋地裁判決)がある。

実施機関は、不開示の理由を「契約に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」としたが、この議論は次に論述するとおり、今日では言い古されたもので、実質的には予定価格を非公開とすることによって確保される公益は皆無である。

- イ 全国市民オンブズマン連絡会議は、2005年3月18日、第9回全国情報公開度ランキングを発表した。それによれば、「入札予定価格情報」について次のとおり記載されている。

「A4コピー用紙の購入契約(本庁契約分複数の部局で契約していればいずれか1部局対象)と警察官の制服の入札情報を調査しました。前者の実施機関は首長、後者については入札業務をすべて知事部局で行っているいくつかの自治体を除き、県警本部長宛てに請求しました。

物品の予定価格をはじめとする工事以外の予定価格については、いまだに、談合を助長する、との理由で公表に消極的な自治体が存在します。しかし、このよ

うな考え方は、地下鉄車両の予定価格の公開を命じた2004年8月30日の名古屋地方裁判所の判決で否定されています。だいたい、予定価格公表が談合を助長する、というのなら、なぜ工事の予定価格については2001年の閣議決定で公表すべし、とされたのでしょうか。むしろ、予定価格を公表すれば談合が防止できる、というほど単純ではないにしても、予定価格が公表されることで、落札率を市民、県民がチェックすることが、談合を監視するために役立つことは明らかです。そこで、去年に引き続き、A4コピー用紙の購入契約の予定価格を調査したわけです。また、最近、警視庁発注の道路標識の工事と交通信号機の設置・回収工事の談合が明らかになり、公正取引委員会が課徴金納付命令を出し、警視庁が談合業者に損害賠償請求しました。」

ウ 全国的には、コピー用紙についてさえも予定価格を公表している自治体が増えていることからすれば、青森県においても同様に、公共工事の場合、予定価格が一定価格以上の場合、その予定価格を事前に公表し、入札を行っているのであり、ましてや実施機関による「おそれ」についての具体的な説明もないまま、単に「おそれ」という蓋然性だけを理由とした前記不開示理由に合理性はない。

弘前市においても、本件異議申立人が行った開示請求に対して除雪業務委託に係る設計単価が実施機関によって不開示とされたが、異議申立て並びに弘前市情報公開・個人情報保護審査会による審査を経て開示され、その後、設計書についても記載金額がすべて開示されているのである。

エ 以上により、本件処分は違法・不当であり、本件処分を取り消し、本件開示請求内容について「開示する」との決定を求めるものである。

オ 理由説明書に対する反論

(ア) 実施機関は、本件行政文書1を一部開示とした理由について、「一般的に予定価格を公表した場合には、不正行為等を容易にし、落札価格が予定価格に近づいて高止まりになる傾向が避けられないと考えられ、予定価格を基に見積もりを行わず入札を行うなど、予定価格を公表しない場合と比べて入札において支障が生ずることは否定できないものである」としながらも、単に「おそれ」についての蓋然性のみをもってその理由とするもので、なんら具体的な事例を示すこともなされていない。

(イ) 弘前市においては、除排雪業務委託について平成18年度から入札制度を変更し、設計価格について事前公表を行い指名競争入札を行った。その結果、前年度に比べて平均落札率は4.5パーセント下回ったという結果を得ている。この事実は実施機関による、前記(ア)の「理由」を真っ向から否定するものである。

(ウ) よって、理由説明書には合理性がない。

(2) 本件行政文書 2 の不存在について

ア 「平成12年度～平成18年度分」と期間を特定した、本件開示請求に対する実施機関の対応は次のとおりであった。一般県民においては、県における行政文書がどのように保管され、それぞれの文書の保存年限については知るものでないことから、異議申立人においても平成12年度分について「保存年限経過により廃棄した」とされると、鵜呑みにする傾向があり、そのような認識を持つに至ったものである。

(ア) 担当課である青森県土整備事務所、中南地域県民局地域整備部及び五所川原県土整備事務所から、平成18年10月2日付け青県整第539号、同日付け中県局整備第654号及び平成18年10月3日付け五県整第708号でそれぞれ決定通知期間延長通知がなされたが、実施機関は、当該通知において、本件開示請求に係る行政文書として特定した行政文書の名称を「平成13年度から平成18年度までの間に発注した除排雪業務委託に係る業務委託設計書のうち、表紙、総括表及び内訳表」とし、この時点で既に平成12年度分を削除していたが、その理由は示していない。

(イ) 本件異議申立てに係る、平成18年10月16日付けのそれぞれの行政文書一部開示決定通知において、平成12年度分については「保存年限経過により廃棄したため行政文書不存在」とされた。

イ 青森県文書取扱規程（昭和36年8月青森県訓令甲第27号。以下「文書取扱規程」という。）によれば、第7条において文書の種類をその性質により区分し、同第55条第1項において文書保存年限区分表を基準に保存年限を定めることとし、文書の保存年限の起算について同条第2項において「当該文書の完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する」と定めている。

前記「文書保存年限区分表」によれば、保存年限は「永久保存」、「10年保存」、「5年保存」、「3年保存」、「1年保存」と区分され、それぞれの保存年限に該当する文書の性格等についておおよそ記載されている。

本件開示請求の対象とした文書は業務委託設計書であり、平成18年9月27日付け開示請求により特定された文書であり、平成13年度以降の分についてはその存在が認められ、結果として一部開示がなされている。

平成13年度分については、文書取扱規程第55条第2項により、保存年限が平成14年4月1日から起算され、したがって、開示請求時においては保存5年目の文書である。この経緯からすれば、当該文書の保存年限は「3年保存」、「1年保存」に区分される文書には該当せず、少なくとも「5年保存」を超える期間の保存が義務付けされている文書であることがうかがえる。

ウ 文書取扱規程によれば、第67条において、保管文書の廃棄について「主管課長は、第56条の規定により保管している文書で、総務学事課長に引き継ぐ前に既に保存年限を経過し、保存の必要がないものについては、廃棄処分しなければならない。こ

の場合において、10年保存、5年保存のものについては、廃棄文書目録（第20号様式）を作成しなければならない。」と定めており、実施機関が廃棄したとする本件行政文書2は、前記のとおり「5年保存」を超える期間の保存が義務付けされている文書であることがうかがえることから、廃棄の場合には廃棄文書目録が作成されていなければならないが、実施機関によってその事実は示されていない。そうすると、廃棄した事実を実施機関が客観的事実をもって示さない以上、廃棄されていないとも思量される。

エ 以上のことから、実施機関による不開示理由には合理性がなく、本件処分の取消しを求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及びその提出書面によると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に関する業務委託設計書について

- (1) 本件開示請求は、県が管理する国道及び県道の除雪業務及び除雪した雪の運搬排雪業務等の委託（以下「県管理道路の除排雪業務委託」という。）の契約を締結する際に作成する業務委託設計書についてなされたものと判断したところである。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、売買、貸借・請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされており、県管理道路の除排雪業務委託の契約の締結については、指名競争入札及び随意契約の方法により行っている。
- (3) また、地方自治法第234条第3項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとされている。
- (4) この予定価格については、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第146条で準用する財務規則第137条第1項の規定により、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定することとなっているため、県管理道路の除排雪業務委託においても、予定価格を決定するため当該業務に係る委託設計書を作成しているところである。

2 本件行政文書1の一部開示決定の理由について

- (1) 一般的に予定価格を公表した場合には、不正行為等を容易にし、落札価格が予定価格に近づいて高止まりになる傾向が避けられないと考えられ、予定価格を基に見積りを行わず入札を行うなど適切な見積り努力を怠った入札参加者が落札者となる可能性も増大するなど、予定価格を公表しない場合と比べて入札において支障が生じることは否定できないものである。
- (2) このことから、予定価格の秘密性を守るため、財務規則第137条第1項の規定により、予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）については封書にし、開札の際これを開札場所に置くこととされている。
- (3) したがって、予定価格を決定するために作成される仕様書、設計書等に記載される単価及び金額（以下「設計額」という。）についても予定価格を類推されることを防止するため、予定価格調書と同様、公表していないところである。
- (4) なお、例外規定として、財務規則第137条第2項の規定により、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る入札、青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第1条に規定する建設関連業務（以下「建設関連業務」という。）に係る入札及び普通財産（不動産に限る。）の売払いに係る入札に限り、入札前に予定価格を公表することができることとなっている。
- (5) これは、公共工事の入札及び契約について、受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が多数発生したことから、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業者の健全な発達を図るため、平成13年3月に閣議決定された、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を受け、公共工事の入札及び契約に関し透明性の確保を図るため、実施しているものである。
- (6) 一方で、適正化指針では、予定価格の公表について、入札の前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることも指摘されているところである。
- (7) 県管理道路の除排雪業務委託については、同じ条件（仕様）での入札が存在しない建設工事や建設関連業務とは異なり、毎年度反復して同様の入札を行うことが予定されており、また、同一の条件で冬期（11月から翌年3月まで。以下同じ。）の除雪と

翌年度に行われる春期（4月から5月まで。以下同じ。）の除雪の入札を実施しているところである。

- (8) このため、冬期の除雪の予定価格や設計額（以下「予定価格等」という。）を入札後に公表した場合は、春期の除雪について、予定価格等を事前公表した場合と同じ効果が発生することとなる。
- (9) さらに、県管理道路の除排雪業務委託については、毎年度反復して同様の入札が予定されていることから、予定価格等を公表した場合は、翌年度以後の入札における予定価格を容易に類推することが可能となり、適正化指針で指摘している入札における弊害が発生するおそれがある。
- (10) よって、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第7条第7号（事務事業情報）口に該当すると判断したものである。

3 保存年限経過により廃棄したため不存在とした本件行政文書2の保存年限、廃棄の状況について

(1) 文書の保存年限

ア 保存年限の決定方法

地域県民局、県税事務所、健康福祉こどもセンター、農林水産事務所及び県土整備事務所その他青森県行政組織規則（昭和36年2月青森県規則第18号）に定める内部組織を有する出先機関（以下「地域県民局等」という。）における完結文書の保存年限は、文書取扱規程第89条で準用する同規程第55条第1項に基づき、同規程別表第4の文書保存年限区分表を基準として、書目分類ごとに各地域県民局等の長（地域県民局にあっては、地域連携室長及び部長）が定めることとなっている。

しかしながら、それぞれの地域県民局等の文書の保存年限が異なる状況では、事務の遂行上支障があることから、総務部長が、文書の保存年限を記載した文書分類表（出先機関）を作成し、各機関は、これに従っている状況にある。

イ 除排雪業務委託設計書の書目分類

除排雪業務委託設計書は、当該業務委託の予算を執行する際に予定価格を決定するために作成されるものであり、財務規則第25条に基づき作成される書面に該当するものである。

財務規則第25条では、予算を執行する場合には、予算執行の理由、執行すべき金額及び予算並びに歳出予算の経理状況及び特定財源の収納状況を明らかにした書面

によらなければならないと規定されている。

また、文書は、文書分類表により分類することとされているが、財務規則第25条に基づき作成される書面は、文書分類表上、大分類「財務」、中分類「県費」、小分類「歳出」、書目分類「支出負担行為伺」に分類されるものである。

したがって、除排雪業務委託設計書の書目分類は、「支出負担行為伺」に分類される。

ウ 除排雪業務委託設計書の保存年限

書目分類が「支出負担行為伺」に分類されている文書の保存年限は、消滅時効が5年を超えるものと5年を超えないものとは保存年限が異なるが、除排雪業務委託に係る債権は、商行為によって生じた債権であるため、商法（明治32年法律第48号）第522条の規定により消滅時効は5年となり、書目分類「支出負担行為伺（消滅時効が5年をこえないもの）」の保存年限が適用となり、その保存年限は5年である。

(2) 文書の廃棄

ア 完結文書の保管

地域県民局等における完結文書は、文書取扱規程第89条で準用する同規程第56条の規定により、1年間担当課で保管することとなっており、さらに、庶務担当課長の承認を受けて、保存年限を超えない範囲において延長することができることとなっている。

このことから、青森県土整備事務所、中南地域県民局地域整備部及び五所川原県土整備事務所において作成された除排雪業務委託設計書を含む支出負担行為伺は、完結後、保存年限満了までの5年間、支出負担行為伺を担当する総務室において保管されている。

イ 保管文書の廃棄

通常、地域県民局地域整備部及び県土整備事務所において作成される除排雪業務委託設計書等については、発注金額、工事期間等に関わらず、工事完成後、完成検査等の手続が終了した後においては、工事完成年度の翌年度に実施される青森県監査委員による監査、工事完成年度の翌年度又は翌々年度に実施される会計検査院による会計検査に係る手続を除いては、特段日常業務において使用されることはない。

このため、保管文書で既に保存年限を経過し、保存の必要がないものについては、廃棄処分しなければならないと規定されている文書取扱規程第89条で準用する同規程第67条の規定に基づき、規程上の保存年限を満了したものについては、速やかに廃棄等の措置が講じられているところである。

ウ 本件行政文書 2 の廃棄

上記のとおり、本件行政文書 2 については、5 年間の保存年限が経過したため、廃棄されている。

なお、この場合において、文書取扱規程第 89 条で準用する同規程第 67 条に基づき、10 年保存及び 5 年保存のものについては、廃棄文書目録を作成することとなっているが、地域県民局地域整備部及び県土整備事務所における工事請負契約、測量設計業務委託、除排雪業務委託等に係る支出負担行為伺については、青森県県土整備部工事施行事務取扱要領（平成 2 年 4 月 1 日青監第 5 号）第 29 条に基づき作成される工事台帳をもってこれに代えているところである。

エ その他（本件行政文書 2 の探索）

保存年限を経過した文書であっても、現に保管している文書については開示すべきものであることから、再度、青森県土整備事務所、中南地域県民局地域整備部及び五所川原県土整備事務所において、執務室、倉庫等を入念に探索したが、平成 12 年度に発注した除排雪業務委託設計書は発見できなかったものである。

第 5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第 1 条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第 3 条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書 1 及び本件行政文書 2 について

- (1) 本件行政文書 1 は、青森県土整備事務所、中南地域県民局地域整備部及び五所川原県土整備事務所が保有する、当該県土整備事務所等が平成 13 年度から平成 18 年度までに発注した県管理道路の除排雪業務委託（以下「本件除排雪業務委託」という。）に係る設計書のうち、表紙、総括表及び内訳書であり、おおむね次の情報が記録されている。

ア 表紙

決裁欄の印影、年度、業務番号、業務名、業務場所、総括監督員・主任監督員・監督員の氏名、工期

イ 総括表

設計額、工事概要（施工延長、委託内容）

ウ 内訳書

工事・種別・細別、単位、数量、単価、金額、摘要

- (2) また、本件行政文書 1 について、実施機関が不開示とした部分は、次の情報（以下「本件情報」という。）であると認められる。

ア 総括表

設計額

イ 内訳書

「工事・種別・細別」欄に記載された共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税相当額の算定式、単価並びに金額

- (3) 本件行政文書 2 は、青森県土整備事務所、中南地域県民局地域整備部及び五所川原県土整備事務所が平成12年度に発注した県管理道路の除排雪業務委託に係る設計書であり、実施機関は、保存年限経過により廃棄したため不存在であるとして、これらを不開示としていることが認められる。

3 本件情報の条例第 7 条第 7 号該当性について

実施機関は、条例第 7 条第 7 号に該当するとして、本件行政文書 1 に記録された本件情報を不開示としているので、以下、その条例第 7 条第 7 号該当性を検討する。

(1) 条例第 7 条第 7 号の趣旨

ア 条例第 7 条第 7 号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」については、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、

「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」、「ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

イ このうち、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」の趣旨は、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要があるものであり、これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあることから、このような情報については、不開示とするものである。

(2) 本件情報について

ア 設計額について

本件除排雪業務委託の契約については、指名競争入札又は随意契約の方法によって行われている。

地方自治法第234条第3項の規定により、指名競争入札に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとされており、当該予定価格については、財務規則第146条で準用する第137条第1項の規定により、指名競争入札に付する事項に関する仕様書、設計書等によって予定するものとされ、また、当該予定価格は、財務規則第146条で準用する第138条第1項本文の規定により、指名競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとされている。

一方、随意契約の場合であっても予定価格は定めるものとされ、当該予定価格についても、財務規則第150条で準用する第138条第1項本文の規定により、随意契約に付する事項の価格の総額について定めるものとされている。

このことから、実施機関は、本件除排雪業務委託を実施するに当たり、その予定価格を決定するため、当該業務に係る設計書を作成し、設計額を定めているところである。

当審査会が実施機関に対し、本件除排雪業務委託の積算方法について具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「国土交通省が毎年度定める積算基準書を基に、県内の実情を考慮し決定している年度版の積算基準書「土木工事標準積算基準書」と年度版の「除雪事業合成単価内訳表」を用いて、除雪機械ごとに稼働時間に単価を乗じた金額の計に諸経費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）と消費税を加算した総額で積算している」旨述べている。

また、当審査会が実施機関に対し、本件除排雪業務委託それぞれの設計額等の状況について具体的な説明を求めたところ、実施機関は「対象となっている除排雪業務委託の件数が多いことから、青森県土整備事務所、中南地域県民局地域整備部及び五所川原県土整備事務所において、任意の5委託箇所程度に係る除排雪業務委託を整理したものである」とした上で、対象となったすべての委託契約424件のうち、約4分の1に当たる109件を抽出（以下「任意抽出委託契約」という。）し、その状況を回答してきたところであるが、任意抽出委託契約におけるそれぞれの設計額と予定価格とは、同額又は極めて近接した値であることが認められる。

イ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の算定式について

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費については、直接工事費計、純工事費、工事原価計に一定の係数を乗じて積算していることから、当審査会が実施機関に対し、当該係数の趣旨、その決定方法等について具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べ、また、次の事実が認められるものである。

- (ア) 共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費等から構成されるものであり、本件除排雪業務委託に係る共通仮設費は、除雪に関する作業について算定され、具体的には対象額（直接工事費）ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とされている。
- (イ) 現場管理費は、工事施工に当たって工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費であり、労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課等から構成され、本件除排雪業務委託に係る現場管理費は、具体的には純工事費ごとに求めた率に、当該純工事費を乗じて得た額の範囲内とされている。
- (ウ) 一般管理費は、工事施工に当たる企業の継続運営に必要な経費であり、役員報酬、従業員給料手当、退職金等の一般管理費と、法人税等の付加利益から構成され、本件除排雪業務委託に係る現場管理費は、具体的には工事原価ごとに求めた率に、当該工事原価を乗じて得た額の範囲内とされている。
- (エ) また、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の算定に係る係数は、実施機関が作成する「土木工事標準積算書」に定められているが、当該係数は、毎年度国土交通省が定める積算基準書の係数に準じているところである。
- (オ) さらに、「土木工事標準積算書」は、当該年度の10月1日以降に1年間適用されるため、冬期除雪とこれに続く翌年度の春期除雪における係数は、同様の考え

方で算定されるものである。

- (カ) 以上から、当該係数については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費それぞれの対象金額によって異なるため、その算定方法は同様であっても、冬期除雪、春期除雪にかかわらず、各契約ごとに変化するものであることが認められる。

ウ 単価について

本件除排雪業務委託に係る設計額の算定に当たって使用する単価は、毎年度、実施機関が作成する「除雪事業合成単価内訳表」で定められており、当該「除雪事業合成単価内訳表」は県の機関のみに配布され、市町村及び請負業者等への販売及び公表は行われていない。

「除雪事業合成単価内訳表」では、一般除雪、運搬排雪、凍結防止剤散布、歩道除雪、待機補償費、除雪機械任意保険料の業務等の区分に応じ単価が定められており、具体的には、一般除雪、運搬排雪、凍結防止剤散布、歩道除雪にあつては、貸付委託、全面委託等の委託方法ごとに、当該業務において使用する除雪機械の運転に係る1時間当たりの単価（以下「除雪機械運転単価」という。）が、待機補償費にあつては、対象となる除雪機械の1日当たりの単価（以下「待機補償費単価」という。）が、また、除雪機械任意保険料にあつては、対象となる除雪機械の1台当たりの単価（以下「除雪機械任意保険料単価」という。）がそれぞれ定められ、さらに一般除雪については、春期除雪の単価も定められているところである。

そして、除雪機械運転単価は、人件費、燃料費、機械損料、諸雑費で構成され、当該業務を実施するために必要となる、それぞれの1時間当たりの数量に、各職種ごとの1日当たりの労務単価や1リットル当たりの燃料単価等に乗じて算定している。また、待機補償費単価は、待機に係る人件費として、待機のために必要となる職種ごとの1日当たりの数量に、当該職種ごとの1日当たりの労務単価に乗じて算定している。

これら人件費の算定に係る職種ごとの労務単価は、実施機関が毎年度作成し、公表している「土木工事及び業務委託設計単価表」（以下「設計単価表」という。）の労務単価をもとに定めているが、当該設計単価表の労務単価をそのまま用いているのではなく、除排雪業務における一般除雪・凍結防止剤散布、運搬排雪・歩道除雪、春期除雪等、それぞれの具体的な業務内容を踏まえ、当該業務ごとに定められているものである。

また、「除雪事業合成単価内訳表」の適用期間は、当該年度の10月から1年間であり、算定のもととなる労務単価、燃料単価等が毎年度改訂されていることから、その単価も毎年度変更されているものである。

エ 金額について

- (ア) 「除雪費」

除雪機械運転等各種別ごとの金額、一般除雪工・運搬排雪工等各工種ごとの金

額、当該各工種の金額の合計金額

- (イ) 「直接工事費計」
「除雪費」欄の金額
- (ウ) 「共通仮設費率分」、「共通仮設費計」
「直接工事費計」欄の金額に当該金額に係る係数を乗じて得た金額
- (エ) 「純工事費」
「直接工事費計」欄の金額に「共通仮設費計」欄の金額を加えた金額
- (オ) 「現場管理費」
「純工事費」欄の金額に当該金額に係る係数を乗じて得た金額
- (カ) 「工事原価計」
「純工事費」欄の金額に「現場管理費」欄の金額を加えた金額
- (キ) 「一般管理費等」
「工事原価計」欄の金額に当該金額に係る係数を乗じて得た金額
- (ク) 「合計」
「工事原価計」欄の金額に「一般管理費等」欄の金額を加えた金額
- (ケ) 「工事価格」
「合計」欄の金額の1,000円未満を切り捨てた金額
- (コ) 「その他工事価格」
当該除排雪業務委託において使用する除雪機械任意保険料の合計金額
- (サ) 「工事価格計」
「工事価格」欄の金額に「その他工事価格」欄の金額を加えた金額
- (シ) 「消費税相当額」
「工事価格計」欄の金額に消費税率を乗じて得た金額
- (ス) 「請負工事設計額」
「工事価格計」欄の金額に「消費税相当額」欄の金額を加えた金額

- (3) 本件除排雪業務委託については、指名競争入札又は随意契約の方法によって行われており、予定価格の積算方法等に違いはないものの、契約方式が異なることから、本件情報の条例第7条第7号該当性を判断するに当たっては、指名競争入札の場合と随意契約の場合とに分けて検討することとする。

ア 指名競争入札の場合における本件情報について

- (ア) 予定価格の類推可能性について
 - a 実施機関は、「県管理道路の除排雪業務委託については、同じ条件（仕様）での入札が存在しない建設工事や建設関連業務とは異なり、毎年度反復して同様の入札を行うことが予定されている」、「同一の条件で冬期の除雪と翌年度に行われる春期の除雪の入札を実施している」、「冬期の除雪の予定価格等を入札後に公表した場合は、春期の除雪について、予定価格等を事前公表した場

合と同じ効果が発生することとなる」、「県管理道路の除排雪業務委託については、毎年度反復して同様の入札が予定されていることから、予定価格等を公表した場合は、翌年度以後の入札における予定価格を容易に類推することが可能となる」旨主張しているところである。

- b そこで、当審査会が、実施機関から提出のあった、任意抽出委託契約における委託期間、除雪延長、委託内容、貸付・借上の別、除雪機械の名称・規格、除雪時間について分析したところ、平成14年度以降の契約で前年度と条件が異なるものが少なからずあり、除雪延長に係るものが約4分の1弱、除雪時間に係るものが半数以上あったところである。

また、任意抽出委託契約のうち、冬期除雪と翌年度の春期除雪が継続して行われるものは2区間あるが、いずれも除雪延長が異なるほか、委託内容も、春期除雪には排雪工や凍結防止がないなど、その条件（仕様）が異なっているところである。

- c 設計額について

本件情報の設計額は、上記(2)アのとおり、「除雪機械ごとに稼働時間に単価を乗じた金額の計に諸経費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）と消費税を加算した総額で積算している」ものである。

よって、当該年度の入札の条件である除雪時間が前年度と異なる場合には、前年度の設計額を公にしたとしても、当該年度の入札の予定価格を近似値的に類推することはできないものと認められる。

また、本件情報の設計額の積算単価を定めた「除雪事業合成単価内訳表」は、上記(2)ウのとおり、毎年度作成され、その単価も毎年度変更されていることから、仮に当該年度の入札の条件が前年度と同一であったとしても、前年度の設計額を公にすることによって、当該年度の入札の予定価格を近似値的に類推することはできないものと認められる。

さらに、冬期除雪と翌年度の春期除雪が継続して行われるものについては、委託内容が異なり、加えて、実施機関は、当審査会からの照会に対する回答書面において、「冬期除雪は夜間の作業があるが、春期除雪は日中の作業のみであるため、1時間当たりの単価は異なっている」と述べているところであることから、冬期除雪の設計額を公にしても、これに継続して行われる春期除雪の予定価格を事前公表した場合と同じ効果が発生することにはならないものである。

- d 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の算定式について

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の算定に当たり使用する係数について、実施機関は、当審査会からの照会に対する回答書面において、「土木工事標準積算基準書を適用している」とし、また、当該土木工事標準積算基準書は、「県の機関及び市町村の発注関係機関に販売している」、「請負業者、一般購入希望者等への対応として閲覧及び貸出を行っている」旨述べているところで

ある。

本件情報の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の算定に係る具体的な各係数は、各諸経費の対象金額によって異なるため、各契約ごとに变化するものであるが、当該係数の具体的な計算方法を定めた土木工事標準積算基準書が公表されていることから、当該係数を公にするとそれぞれの対象金額が明らかになることも考えられ、結果として当該各契約の設計額の内訳が判明し、ひいてはその単価が判明することも否定できない。

そして、当該単価が判明した場合には、次のeで述べるように、その後に行われる入札の予定価格も相当の精度をもって同様に類推されるものと認められる。

e 単価について

本件情報の単価は、上記(2)ウのとおり、実施機関が毎年度作成する「除雪事業合成単価内訳表」で定められ、当該「除雪事業合成単価内訳表」は、一般には公表されていない。

当該単価のうち、除雪機械運転単価や待機補償費単価の算定に係る職種ごとの1日当たりの労務単価については、実施機関が毎年度作成し、公表している設計単価表の労務単価をもとに、除排雪業務における一般除雪・凍結防止剤散布、運搬排雪・歩道除雪、春期除雪等、それぞれの具体的な業務内容を踏まえ、当該業務ごとに定められていることから、当審査会が、当該労務単価の設定に当たっての基本的な考え方について、実施機関に照会したところ、実施機関はその提出した書面において、「算定の基本的な考え方は変更していない」旨回答しているところである。

このことからすると、本件情報の単価のうち、除雪機械運転単価や待機補償費単価を公にすると、これらの単価が適用された年度に対応する、過去の設計単価表の労務単価と比較することによって、一定の法則性が明らかとなり、現在公表されている設計単価表の労務単価から、当該年度の除雪機械運転単価や待機補償費単価が相当の精度をもって類推されるおそれがある。

また、除雪機械任意保険料単価に関し、当審査会が、当該単価の算定方法、当該算定方法の変更の有無等について、実施機関に照会したところ、実施機関はその提出した書面において、「除雪機械任意保険料単価は、実施機関が各保険会社から除雪機械の機種ごとの任意保険料について徴取した見積りによって定めている」、「当該単価の算定方法の変更は行っていない」と回答しているところである。

このことから、除雪機械任意保険料単価についても、これを公にすると、過去の当該単価との比較から、当該年度の除雪機械任意保険料単価が相当の精度をもって類推されるおそれがある。

したがって、これらの単価を公にした場合には、入札前に縦覧に供される設計図書に、除雪機械ごとの規格・台数・稼働時間等が記載されていることから、

当該入札に係る予定価格も相当の精度をもって同様に類推されるものと認められる。

- f 以上、県管理道路の除排雪業務委託については、除雪延長や除雪時間に変更はあるものの、特定の区間について、毎年度反復して、概ね同様の条件で入札が行われていることから、本件情報の設計額を公にした場合、当該設計額と条例に基づく開示請求があれば開示される落札金額とを比較分析するなどして、その後に行われる入札の予定価格等が一定程度類推されることは確かである。

しかしながら、当該予定価格の近似値的な類推は、結局のところ、その単価が明らかにならない限りできず、本件情報の設計額を公にただけでは、予定価格を事前公表した場合と同じ効果が発生することにはならないものである。

(イ) 入札への弊害発生可能性について

- a 実施機関は、「予定価格等を公表した場合は、翌年度以後の入札における予定価格を容易に類推することが可能となり、適正化指針で指摘している入札における弊害が発生するおそれがある」、「適正化指針では、予定価格の公表について、入札の前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることも指摘されている」旨主張しているところである。

- b 上記(ア)で検討したとおり、本件除排雪業務委託については、毎年度反復して、おおむね同様の条件で入札が行われていることから、本件情報の設計額を公にした場合、その後に行われる入札の予定価格が一定程度類推されることは確かであるが、単価が明らかにならない限り、当該予定価格の近似値的な類推はできず、予定価格の事前公表と同じ効果が発生することにはならないものである。

- c 他方、本件除排雪業務委託の入札の状況に関し、当審査会が、任意抽出委託契約のうち、指名競争入札が行われた96件について調査したところ、入札書比較価格に対する落札価格の割合は、平均でも97パーセントを超え、極めて高い率となっており、予定価格を入札前に公表して、指名競争入札が行われた建設工事に係る当該割合と比較しても高いものであること、また、特定の業務について同一の業者が継続して落札者となっているものがほとんどであることが認められた。

この現状からすると、本件除排雪業務委託に係る入札においては、落札価格が既に「高止まり」の状態にあると言わなければならないが、これは、何らかの理由により、その予定価格が相当の精度をもって類推されている結果と考えざるを得ない。

- d このような現状を踏まえると、本件情報の設計額については、これを公にしたとしても、そのことによって、実施機関が主張する弊害が生ずらないし増大すると考えることはできない。

e なお、上記の現状からすると、本件情報のうち、単価及び単価が判明する可能性のある設計額の内訳についても、これを公にすることによって生ずる弊害はさほどないとも考えられる。

このことから、当審査会が実施機関に対し、当該単価を公にした場合の支障の有無について具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「除雪事業合成単価内訳表」は、各地域県民局地域整備部が発注する、県が管理している一般国道、主要地方道、一般県道及び市町村との交換除雪路線のほかに、臨港道路等の港湾施設にも利用されている」、「当該単価を公にした場合、県管理道路の除排雪業務委託以外の臨港道路等の除排雪業務委託に係る以後の予定価格等も容易に類推することが可能となり、適正化指針で指摘している入札における弊害が発生するおそれがある」旨述べているところである。

「除雪事業合成単価内訳表」の当該利用状況を踏まえると、本件情報のうち、単価及び単価が判明する可能性のある設計額の内訳を公にした場合には、実施機関が主張する、本件除排雪業務委託以外の県管理道路や臨港道路等の港湾施設に係る除排雪業務委託における入札への弊害発生可能性について、これをすべて否定することはできず、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益が損なわれるおそれがあるものと認められる。

(ウ) 以上から、指名競争入札の場合における本件情報のうち、総括表の「設計額」欄の金額並びに内訳書の「工事価格計」欄の金額、「消費税相当額」欄の算定式・金額及び「請負工事設計額」欄の金額の情報は、これを公にしても、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは言えず、条例第7条第7号の情報には該当しない。

イ 随意契約の場合における本件情報について

(ア) 予定価格の類推可能性について

本件除排雪業務委託に係る随意契約の場合についても、指名競争入札の場合とその予定価格の積算方法等に違いはなく、上記ア(ア)と同様に、特定の区間について、毎年度反復して、おおむね同様の条件で契約が行われていることから、本件情報の設計額を公にした場合、当該設計額と条例に基づく開示請求があれば開示される契約金額とを比較分析するなどして、その後に行われる契約の予定価格が一定程度類推されることは確かである。

しかしながら、当該予定価格の近似値的な類推は、結局のところ、その単価が明らかにならない限りできず、本件情報の設計額を公にただけでは、予定価格を事前公表した場合と同じ効果が発生することにはならないものである。

(イ) 県の財産上の利益が損なわれるおそれについて

- a 当審査会が実施機関に対し、本件除排雪業務委託に係る随意契約の根拠について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号では、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするときには、随意契約ができるとしており、これに基づき、財務規則第147条では、随意契約のできる場合の限度額を定めている」、「除排雪業務委託契約は、財務規則第147条の表の「6 前各号に掲げるもの以外のもの」に該当し、予定価格が100万円以下のものについては、随意契約によることができるものであるため、随意契約を採用しているものである」旨述べているところである。
- b 「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいうものであり、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項で、同項第1号から第9号までに掲げる場合に限定されているところである。
- c この地方自治法施行令第167条の2第1項のうち、第2号ないし第9号の規定は、契約の性質・目的が競争入札に適しないものをするとき、緊急の必要により競争入札に付することができないとき等、相手方を特定してなされる契約であるのが一般的であると考えられる場合を想定したものであるのに対し、同項第1号（いわゆる少額随意契約）の趣旨は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては、随意契約によることができることとしたものと解される。
- d 財務規則第148条本文では、「随意契約をしようとするときは、特別の理由がある場合を除き、2人以上から見積書を徴するものとする」と規定しており、その意義については、当該見積価格が予定価格との関連も含めて適正なものであるかどうかを判断することと、最も適正な価格で契約を締結するということがねらいであるとされ、このことは、随意契約の相手方の決定に当たり、競争性があると判断できるものは、一定のレベルの競争性を確保することを求めているものと解されるものである。
- e これらからすると、本件除排雪業務委託に係る随意契約は、いわゆる少額随意契約であり、最も適正な価格で契約を締結するという点については、指名競争入札の場合と同じであって、競争性の確保が要請されるものであることに変わりはないと解される。
- f 本件除排雪業務委託に係る随意契約について、以上を前提として検討すると、まず、上記(ア)のとおり、随意契約の場合においても、本件情報の設計額を公にすることによって、その後に行われる契約の予定価格が一定程度類推されることは確かであるが、単価が明らかにならない限り、当該予定価格の近似値的

な類推はできず、予定価格の事前公表と同じ効果が発生することにはならないものである。

g 他方、当審査会が、任意抽出委託契約のうち、随意契約が行われた13件について調査したところ、予定価格に対する随意契約の相手方の見積価格の割合は、平均でも98パーセントを超え、極めて高い率となっており、また、随意契約の相手方はすべての区間において、各区間ごとに同一の業者となっていることが認められた。

この現状からすると、本件除排雪業務委託に係る随意契約においても、契約金額が既に「高止まり」の状態にあると言わなければならない、指名競争入札の場合と同様に、何らかの理由により、その予定価格が相当の精度をもって類推されている結果と考えざるを得ない。

h このような現状を踏まえると、本件情報の設計額については、これを公にしたとしても、そのことによって、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益が損なわれるおそれが生ずらないし増大すると考えることはできない。

i なお、本件情報のうち、単価及び単価が判明する可能性のある設計額の内訳を公にした場合には、上記ア(イ) eと同様の理由から、本件除排雪業務委託以外の県管理道路や臨港道路等の港湾施設に係る除排雪業務委託について、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益が損なわれるおそれがあるものと認められる。

(ウ) 以上から、随意契約の場合における本件情報のうち、総括表の「設計額」欄の金額並びに内訳書の「工事価格計」欄の金額、「消費税相当額」欄の算定式・金額及び「請負工事設計額」欄の金額の情報についても、これを公にした場合、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは言えず、条例第7条第7号の情報には該当しない。

4 本件行政文書2の存否について

(1) 不存在の態様について

本件行政文書2の不存在の態様について、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べているところである。

ア 除排雪業務委託設計書は、財務規則第25条に基づき作成される書面に該当し、文書の保存年限を記載した文書分類表上の書目分類としては、「支出負担行為何」に分類される。

イ 除排雪業務委託設計書については、除排雪業務委託に係る債権が商行為によって生じた債権であり、商法第522条の規定により消滅時効は5年となることから、書目分類「支出負担行為伺（消滅時効が5年をこえないもの）」の保存年限が適用され、その保存年限は5年である。

ウ 通常、地域県民局地域整備部及び県土整備事務所において作成される除排雪業務委託設計書等については、完成検査等の手続が終了した後においては、工事完成年度の翌年度に実施される青森県監査委員による監査、工事完成年度の翌年度又は翌々年度に実施される会計検査院による会計検査に係る手続を除いては、特段日常業務において使用されることはなく、文書取扱規程第89条で準用する同規程第67条の規定に基づき、保存年限を満了したものについては、速やかに廃棄等の措置が講じられているところである。

エ 本件行政文書2については、5年間の保存年限が経過したため、廃棄されている。文書取扱規程第89条で準用する同規程第67条では、10年保存及び5年保存のものについては、廃棄文書目録を作成することとなっているが、地域県民局地域整備部及び県土整備事務所における工事請負契約、測量設計業務委託、除排雪業務委託等に係る支出負担行為伺については、青森県県土整備部工事施行事務取扱要領第29条に基づき作成される工事台帳をもって廃棄文書目録の作成に代えているところである。

オ 保存年限を経過した文書であっても、現に保管している文書については開示すべきものであることから、再度、青森県土整備事務所、中南地域県民局地域整備部及び五所川原県土整備事務所において、執務室、倉庫等を入念に探索したが、本件行政文書2は発見できなかった。

- (2) 本件行政文書2について、「保存年限経過により廃棄したため不存在である」との実施機関の上記説明には、これを不合理とする点は存しないと認められ、実施機関は、本件行政文書2を保有していないと考えるのが相当である。

5 結論

以上のとおり、本件情報には、条例第7条第7号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成18年11月24日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成18年12月14日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成18年12月20日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成18年12月21日 (第126回審査会)	・審査を行った。
平成19年 1月25日 (第127回審査会)	・審査を行った。
平成19年 2月 7日	・異議申立人に対する照会について、異議申立人からの書面を受理した。
平成19年 2月22日 (第128回審査会)	・審査を行った。
平成19年 3月16日	・実施機関からの書面を受理した。
平成19年 3月23日 (第129回審査会)	・審査を行った。
平成19年 4月26日 (第130回審査会)	・審査を行った。
平成19年 5月22日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 5月24日 (第131回審査会)	・審査を行った。

平成19年 6月28日 (第132回審査会)	・審査を行った。
平成19年 7月20日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 7月26日 (第133回審査会)	・審査を行った。
平成19年 8月23日	・実施機関からの資料を受理した。
平成19年 8月30日 (第134回審査会)	・審査を行った。
平成19年 9月27日 (第135回審査会)	・審査を行った。
平成19年10月22日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年10月25日 (第136回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部准教授	
平井 卓	青森大学経営学部非常勤講師	会長職務代理者

(平成19年10月31日現在)